

◆高齢者虐待の現状◆

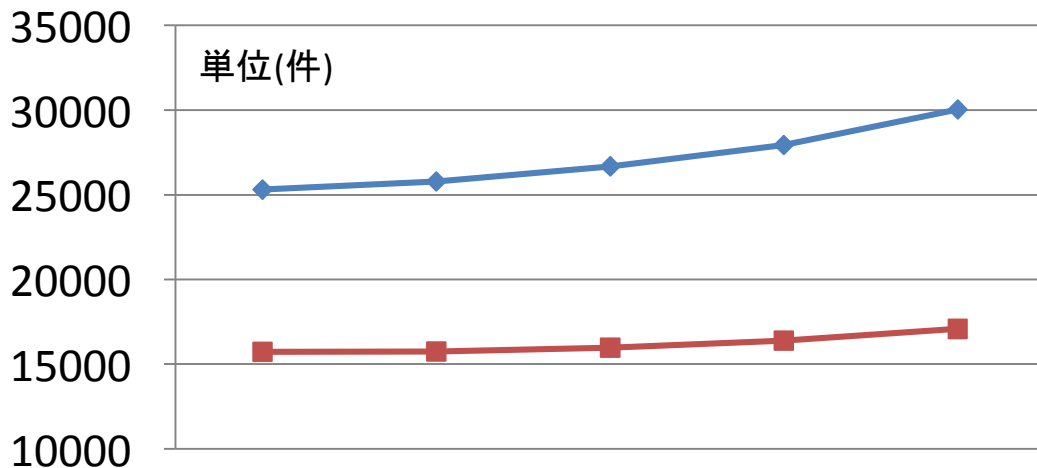


目次

1. 養護者による虐待について
2. 施設従事者による虐待について
3. 権利擁護対策について
4. 高齢者虐待防止法・通報先など

養護者による虐待の認知状況(全国)

◆ 相談・通報受付件数 ■ 虐待認定件数

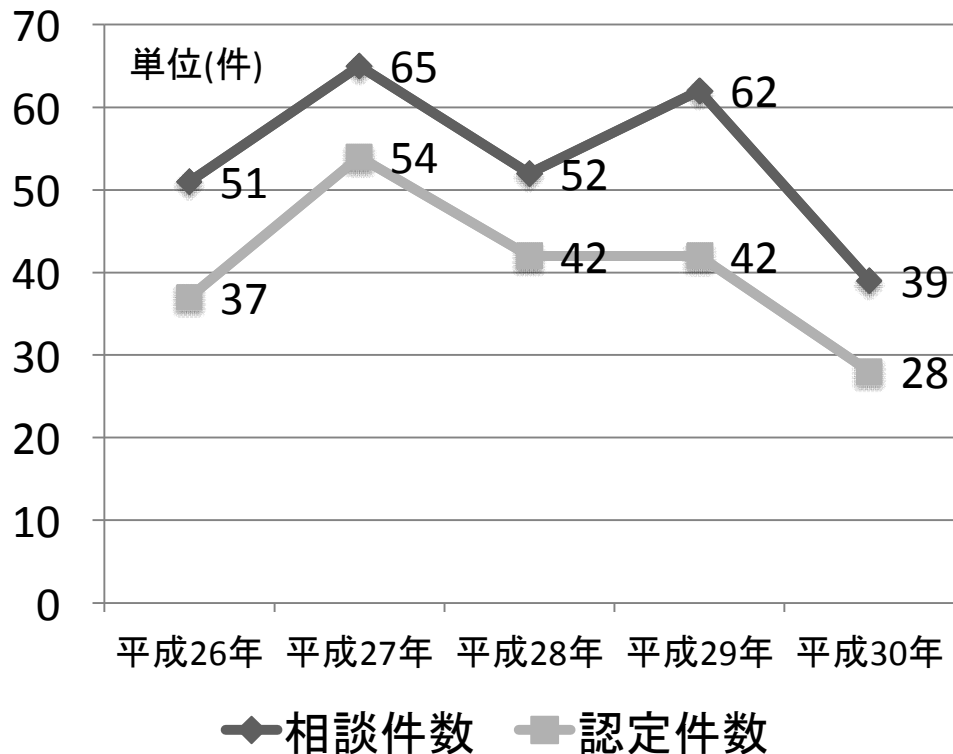


(1)相談・通報受付件数
全国的な相談・通報件数は増加傾向にある。
平成29年度相談分は30,000件を超えている。

※平成29年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果(厚労省)に基づき作成

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
相談・通報受付件数	25,310	25,791	26,688	27,940	30,040
虐待認定件数	15,731	15,739	15,976	16,384	17,078

養護者による虐待の認知状況(宮崎市)



(2)相談・通報受付件数

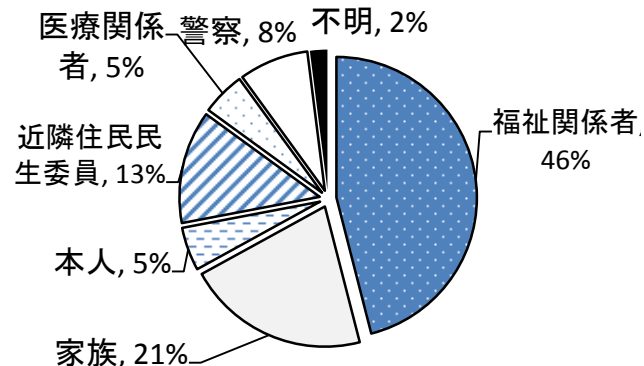
例年50件程度の通報・相談を受付けている。

平成30年は39件の通報・相談があり、「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例」が28件となっている。

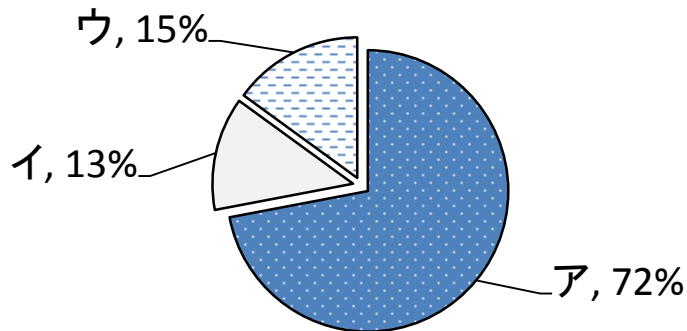
(H30.4.1~H31.3.31受付分)

養護者による虐待状況(宮崎市)

(3)相談者内訳



(4)事実確認の結果



「福祉関係者」からの通報が46%と半数近くを占めている。

次いで「家族」や「近隣住民・民生委員」など、本人に近い方からの通報が多い。

⇒虐待の発見には福祉関係者の目が不可欠である

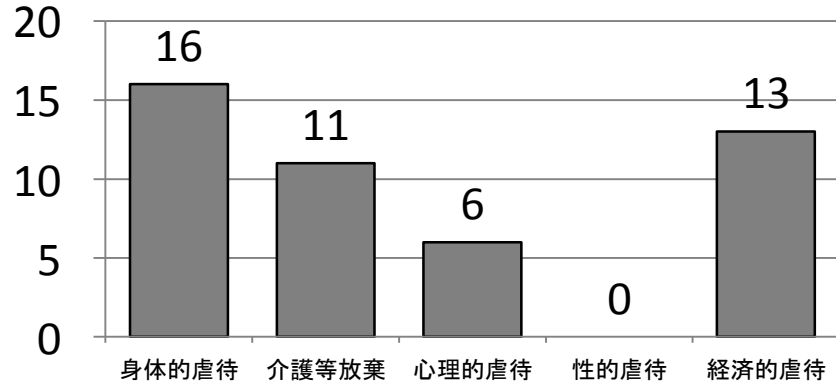
(ア)虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例72%、

(イ)虐待でないと判断した事例13%

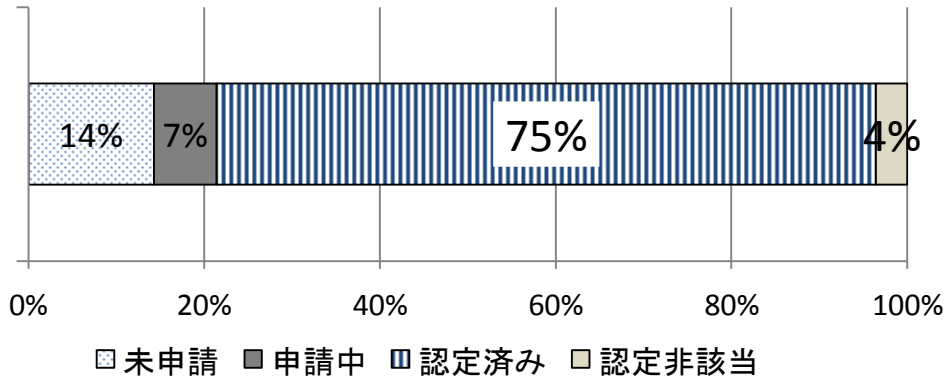
(ウ)虐待の事実が確認できなかった事例15%

養護者による虐待状況(宮崎市)

(5)虐待種別



(6)被虐待者の介護サービス利用状況



○虐待種別毎の割合は

身体的虐待 16件 介護等放棄 11件

心理的虐待 6件 経済的虐待 13件

性的虐待の認知はなし。

⇒虐待の種別に優意性がない。

⇒一事案に複数の要因が絡む事が多い。

(身体と経済的虐待など)

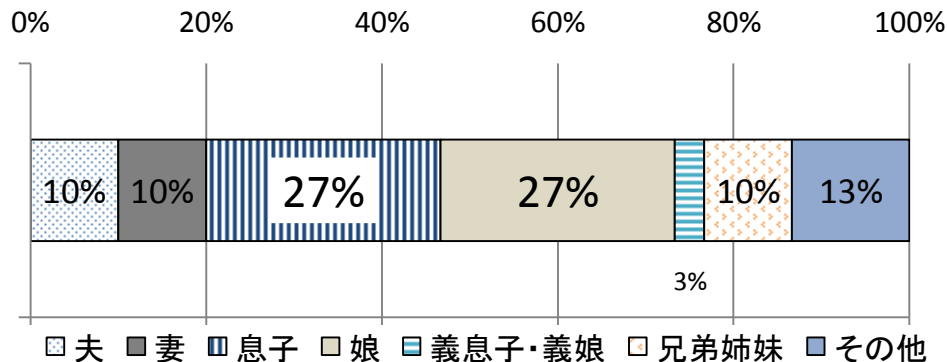
○被虐待者が介護サービスと繋がっている割合は申請中を含め、82%となっている。

・介護負担増⇒虐待へと繋がる。

・サービス利用してないことにより、発見できていない。といった可能性が考えられる。

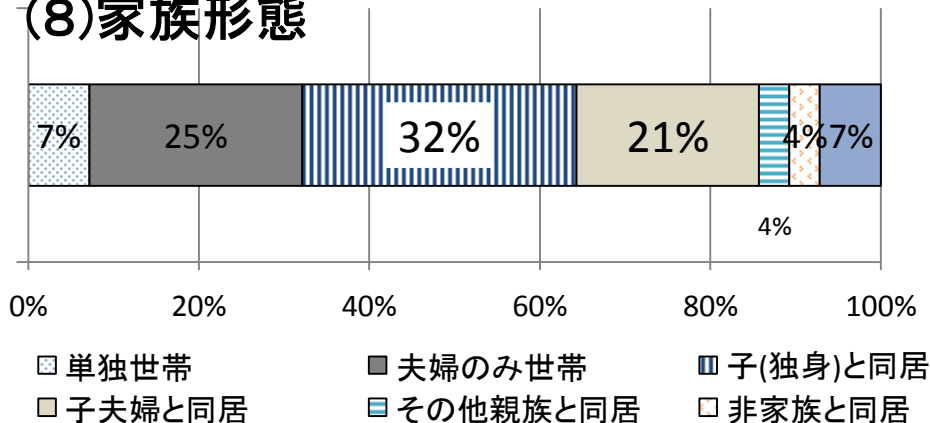
養護者による虐待状況(宮崎市)

(7)虐待者属性 (被虐待者から見た続柄)



○虐待者の属性は
配偶者 20% (夫10% 妻10%)
子 54%(息子27% 娘27%)

(8)家族形態

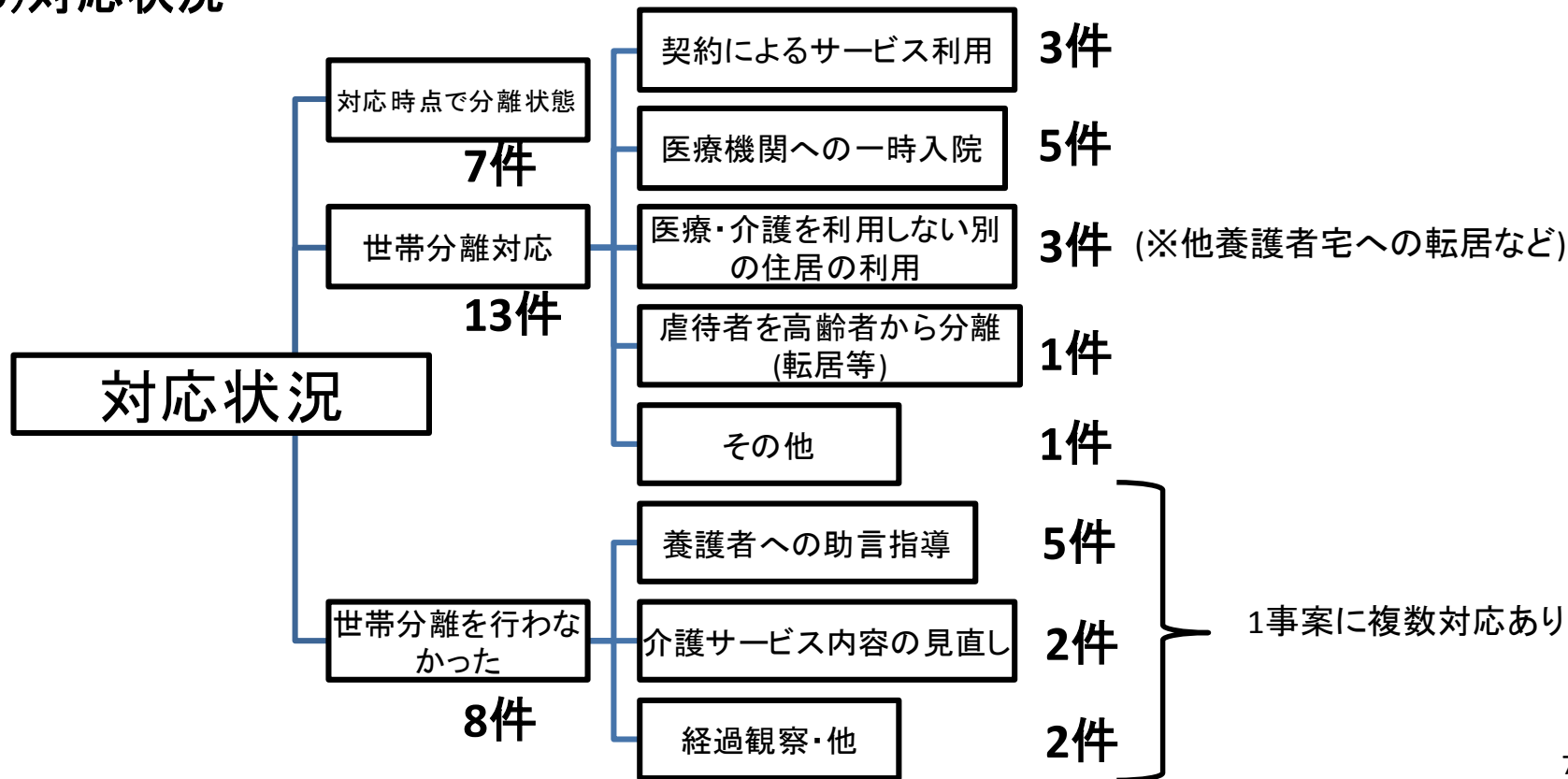


○家族形態の割合は
単独世帯7%、同居人が居る世帯93%
虐待者が必ずしも同居人によるわけではない。

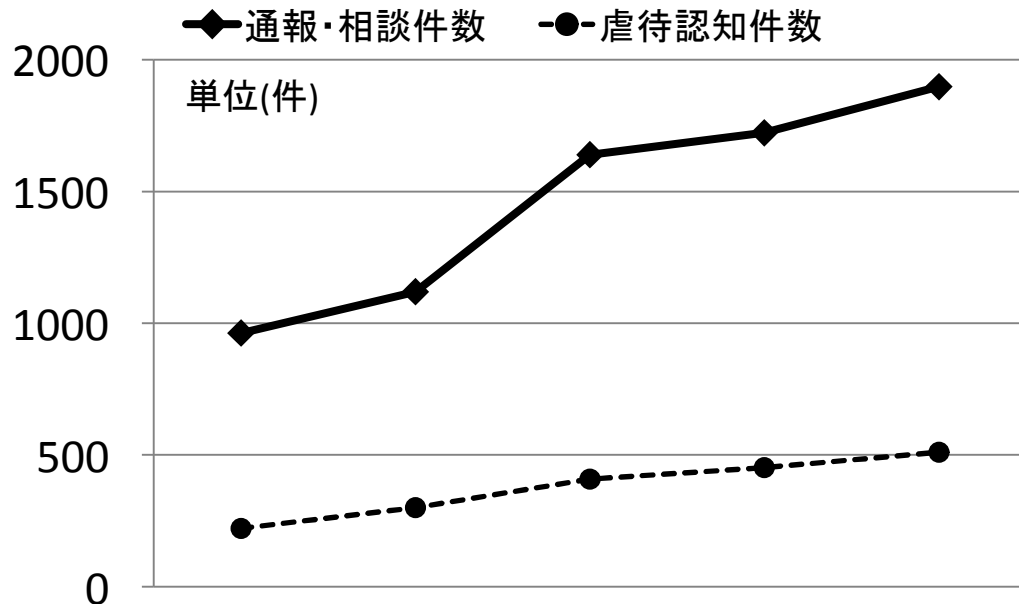
⇒被虐待者に最も近い立場の人達が虐待行為を行っている場合が多い。

養護者による虐待の対応状況(宮崎市)

(9)対応状況



施設従事者による虐待の認知状況(全国)

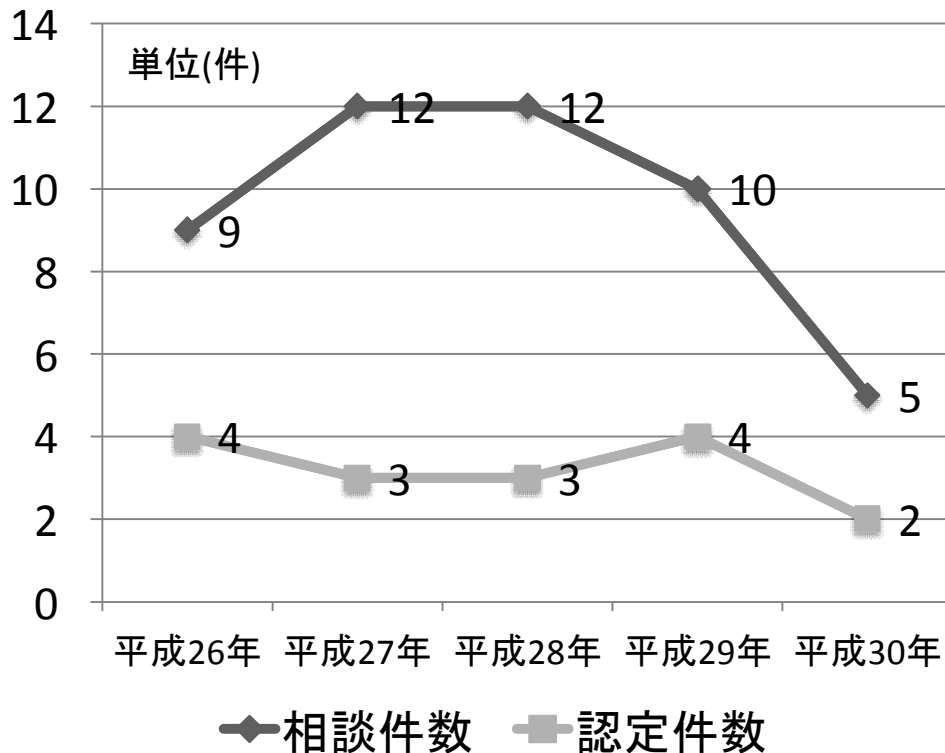


(1)相談・通報受付件数
全国的な相談・通報件数は増加傾向にある。
平成29年度相談分は2,000件に迫っている。

※平成29年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果(厚労省)に基づき作成

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
相談・通報受付件数	962	1,120	1,640	1,723	1,898
虐待認定件数	221	300	408	452	510

施設従事者による虐待の認知状況(宮崎市)



(1)相談・通報受付件数

平成30年度は5件の通報・相談があり、「虐待を受けた又は受けたと思われる」と判断した事例が2件となっている。

(H30.4.1~H31.3.31受け分け)

養介護施設従事者による虐待状況(宮崎市)

(2)相談者の内訳

	家族 親族	当該施設 職員	当該施設 元職員	介護支援 専門員	合計
件数	1	1	1	2	5

(3)事実確認

	事実が認められ た(疑いも含む)	事実が認めら れなかった	判断に至らな かった	合計
件数	2	1	2	5

〔認められた虐待の種別〕

身体的虐待1件 心理的虐待1件 介護等放棄1件

一事案につき、複数の虐待種別の認定あり。

養介護施設従事者による虐待状況(宮崎市)

(4)虐待事例の概要(課題分析)

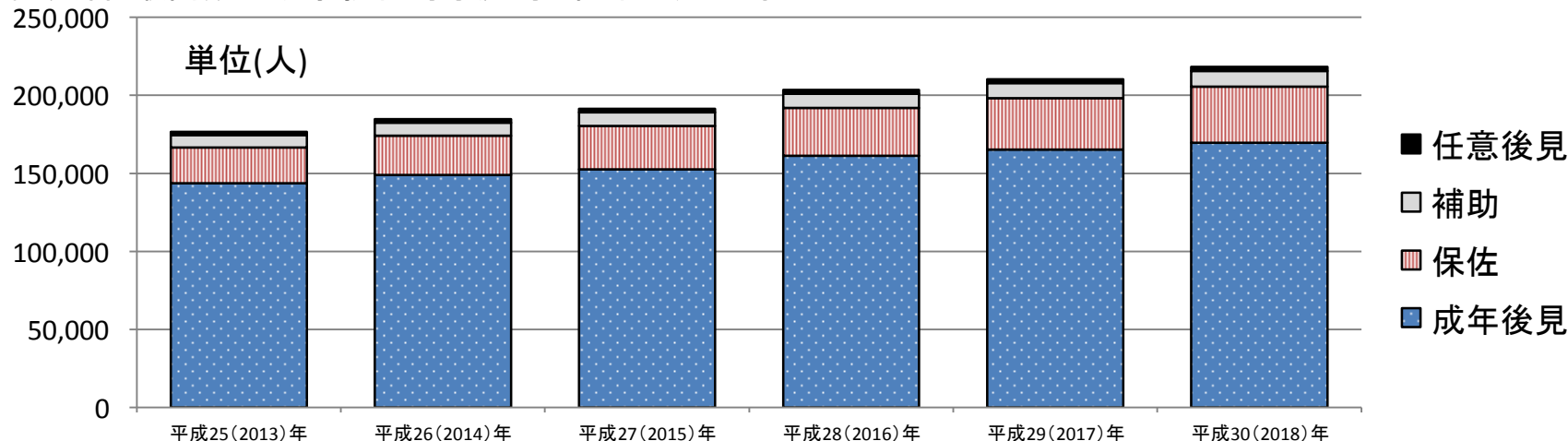
虐待事案を項目別に課題分析を行ったもの

大項目	小項目	件数
運営法人(経営層)の課題	経営層の倫理観・理念の欠如	1
	経営層の虐待や身体拘束に関する知識不足	1
	経営層の現場の実態の理解不足	1
組織運営上の課題	職員の指導管理体制が不十分	1
虐待を行った職員の課題	職員の倫理観・理念の欠如	2
	職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足	2
	職員のストレス・感情コントロール	1
	職員の性格や資質の問題	1
被虐待高齢者の状況	介護に手が掛かる、排泄や呼び出しが頻回	1
	認知症によるBPSD(行動・心理症状)がある	1
	職員に暴力・暴言を行う	1
	他の利用者とのトラブルが多い	1

権利擁護対策について(全国)

○成年後見制度各事類型における利用者数はいずれも、増加傾向にある。

○平成30年12月末時点の利用者については成年後見77.7%、保佐16.4%、補助4.6%、任意後見1.2%となっている。(資料:最高裁判所事務総局家庭局 各年12月末時点で計上)



	平成25(2013)年	平成26(2014)年	平成27(2015)年	平成28(2016)年	平成29(2017)年	平成30(2018)年
任意後見	1,999	2,119	2,245	2,461	2,516	2,611
補助	8,013	8,341	8,754	9,234	9,593	10,064
保佐	22,891	25,189	27,655	30,549	32,970	35,884
成年後見	143,661	149,021	152,681	161,307	165,211	169,583
計	176,564	184,670	191,335	203,551	210,290	218,142

権利擁護対策について(宮崎市)

○市長申立件数(宮崎市)

単位(人)	H27	H28	H29	H30
高齢者	26	28	54	25
知的	2	2	2	0
精神	3	2	1	1
合計	31	32	57	26

○日常生活自立支援事業(宮崎市)

単位(人)	H27	H28	H29	H30
高齢者	8	7	4	4
知的	29	26	28	26
精神	40	45	46	46
その他	4	2	2	2
合計	81	80	80	78

権利擁護対策について(宮崎市)

○専門職後見人内訳

申立年度	H26	H27	H28	H29	H30
申立件数	29件	26件	28件	54件	25件
社会福祉士	9件	9件	10件	27件	11件
司法書士	1件	4件	1件	7件	4件
弁護士				9件	4件
行政書士				4件	1件
法人	19件	13件	17件	7件	4件
(内 社協)	(13件)	(13件)	(17件)	(6件)	(4件)
家裁審査中				7件	1件※

- ・高齢者虐待疑い等の困難ケースが増加。
- ・弁護士等の法の専門家の受任が増加。

※家裁審査中死亡

○中核機関設置について

住民に対する権利擁護支援体制の一環として、成年後見等の申立て支援、関係機関からの相談対応、地域連携ネットワーク運営、普及啓発及び後見人サポート等を目的として中核機関の設置を予定している。

根拠法令（目的）

「高齢者虐待防止法（平成十七年十一月九日法律第二百二十四号）」

（目的）

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

国や地方公共団体の責務を定めるほか、

「虐待を受けた高齢者の支援」

「高齢者の養護者の支援」 の二本立て。

支援を目的とした法律で、虐待者を罰する規定ではない。



高齢者虐待防止法

（高齢者虐待の早期発見等）

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体および養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかにこれを市町村に通報するよう努めなければならない。



虐待の発見は「**努力義務**」

虐待の通報は「**義務**」および「**努力義務**」

高齢者虐待を防止するために

●通報・連絡・相談が第一歩

皆さんが接している利用者さんの身体の状態や言動で、おかしい点や虐待が疑われる場合は速やかに介護保険課または、最寄の包括支援センターまでご連絡ください。なお、通報者に関する情報については漏らしてはならないことになっています。

各種関係機関へ
相談・協力依頼

地域包括支援センター

医療機関

社会福祉士

行政

市役所

連携

警察

弁護士

ヘルパー

医療機関

ケアマネ

自治会

民生
委員

近隣
住民

家族

様々な情報源

地域包括支援センター 一覧

センター名	電話番号
住所	
小戸・橋地区	29-5073
松山2丁目2番42号 如月おおぞら別館1階	
中央東・櫛北地区	60-0828
新別府町久保田683番地1	
中央西地区	64-8597
祇園1丁目50番地 宮崎市心身障がい者福祉会館2階	
櫛南地区	23-0001
吉村町大町甲1922番地1	
東大宮地区	22-0808
大島町本村202番地2	
大宮地区	61-1789
神宮東1丁目2番27号 宮崎市北部老人福祉センター内	
住吉地区	65-8080
大字島之内7395番地1 はまゆうビル105号	
北地区	36-0902
大字瓜生野2286番地1	
大塚台・生目台地区	62-3671
大塚台西2丁目18番地1 大塚台地域事務所内	
生目・小松台地区	62-3855
大字浮田3121番地1 児玉ビル1階3号	

センター名	電話番号
住所	
大塚地区	65-8181
大塚町乱橋4550番地2	
大淀地区	55-1010
花山手東3丁目25番地2 宮崎市総合福祉保健センター内	
赤江地区	63-5310
恒久3丁目30番地24	
本郷地区	72-6001
本郷南方4061番地 Aコープ赤江南店敷地内	
木花・青島地区	63-8111
学園木花台桜2丁目28番地4	
佐土原地区	48-7007
佐土原町下田島20660番地3	
田野地区	86-5115
田野町甲2818番地 宮崎市田野総合支所内	
高岡地区	30-9426
高岡町内山2887番地 宮崎市高岡総合支所内	
清武地区	55-6330
清武町西新町1番地1 宮崎市清武総合支所内	

宮崎市政出前講座とは、出前講座メニュー表の中から、市民の皆さんのリクエストに応じて、市役所職員が皆さんのところに伺いお話する事業です。

【対象者】

★原則、宮崎市内に在住、在勤または在学する概ね10人以上で構成された団体・グループ等です。

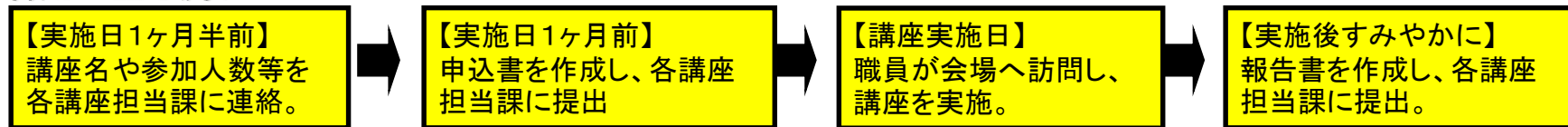
【開催日時及び会場】

★原則として平日の午前9時から午後9時までのうち、2時間以内とします。

★開催場所は、市内に限ります。

★講師料は無料ですが、会場使用料や講座に必要な材料費等は、申込者負担となります。

利用の主な流れ



【掲載先】

宮崎市ホームページ

トップページ ⇒ 教育 ⇒ 生涯学習 ⇒ 人にやさしい宮崎市政出前講座